

# 福岡県道路公社役員給与支給基準

- 1 給与の種類は、給料、通勤手当及び期末手当とする。
- 2 給料の額は、理事長が知事の承認を得て定める。
- 3 通勤手当及び期末手当は、次の各号のとおり支給する。
  - (1) 通勤手当の額は、福岡県一般職の職員の例による。
  - (2) 役員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

支給期日	支給対象
6月	6月1日に在職する役員及びその日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員
12月	12月1日に在職する役員及びその日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員

- (3) 期末手当の支給額は、福岡県特別職の職員の例による。
- 4 新たに役員となった者の給与（期末手当を除く）

月の初日以外の日において、新たに任命された役員に支給する任命当月分の給与の額は、給与の月額を当該月の勤務を要しない日を除く日数に除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日に至るまでの勤務を要しない日を除く日数を乗じて得た額とする。
- 5 役員でなくなった者の給与（期末手当を除く）
  - (1) 月の末日以外の日において、役員が離職したとき支給する離職当月分の給与の額は、給与の月額を当該月の勤務を要しない日を除く日数で除して得た額に、月の初日から離職の日に至るまでの勤務を要しない日を除く日数を乗じて得た額とする。
  - (2) 役員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 給与の支給方法等
  - (1) 給料の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日をいう。以下同じ）に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。
  - (2) 期末手当は、6月30日、12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その日の前々日とし、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日とする。
  - (3) 給与は、法令に基づきその役員の給料から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。
  - (4) 給与は、役員の申し出により、口座振込の方法により支払うことができる。
- 7 端数の処理  
円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。
- 8 給与の特例  
事務援助のため福岡県から派遣された職員が、役員となった場合の当該役員の給与については、上記の規定にかかわらず公社職員の例による給与を支給する。
- 9 適用年月日  
昭和49年12月2日

附 則  
この基準は、昭和51年12月24日から適用する。

附 則  
この基準は、昭和54年3月31日から適用する。

(期末手当に関する特例)  
昭和53年度に限り、改正後の期末手当の支給率の適用については、12月「1.9月」とあるのは「2.0月」と、3月「0.5月」とあるのは「0.4月」とする。

附 則  
この基準は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、昭和61年9月10日から適用する。

附 則  
この基準は、平成元年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成2年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成3年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成4年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成5年4月1日から適用する。(期末手当支給率の変更)

附 則  
この基準は、平成6年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成9年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例)  
平成9年度の改正後の期末手当の支給率の適用については、3月「0.55月」とあるのは「0.5月」とする。

(期末手当に関する特例)  
平成11年3月に支給する期末手当の額については、この規定にかかわらず、この規定による期末手当の額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則  
この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則  
この基準は、平成28年4月1日から適用する。